

偽情報、誤情報に騙されないで!

令和6年能登半島地震のあと、被害状況を知らせる多くの情報が発信された一方で、偽情報や誤情報も拡散されました。また、SNSでは著名人をかたり、もうけ話の勧誘をする投資詐欺の被害が目立ちました。こうした偽情報、誤情報に惑わされないためには、情報の真偽を確認することや、安易に情報を投稿・拡散しないことが大切です。

偽情報、誤情報に惑わされないためのチェックポイント

- 1 根拠となる情報源はあるか
情報源のURLや根拠が記載されていない場合は、必ず自分で検索して確認しましょう。
- 2 他ではどう言われているか
その情報について他の人や他のメディアではどのように言われているか確認しましょう。
- 3 使われている画像は本物か
その画像が正規のサイトから引用されたものまたは、既存の画像加工したものでないか確認しましょう。
トラブルに遭ってしまったなど、困ったときは消費生活センターへご相談ください。

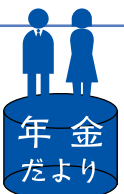


問合せ先

射水市消費生活センター(生活安全課内)
月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
☎52-7974

富山県消費生活センター高岡支所
(高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F)
月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時
☎25-2777

消費者ホットライン ☎1888



11月30日(いみらい)は年金の日です

「ねんきんネット」を利用し、ご自身の年金記録や年金見込額が確認できます。将来の生活設計について考えませんか。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

11月上旬に、控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります(ご家族の分も含む)。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

令和6年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付された方に対し、日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

なお、令和6年10月1日～12月31日に、今年初めて保険料を納付された方へは、令和7年2月上旬に送付されます。

令和6年に保険料を納め始めた時期	控除証明書の発送時期
令和6年1月1日～9月30日	令和6年11月上旬
令和6年10月1日～12月31日	令和7年2月上旬

問合せ先

ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003-004
050から始まる電話でおかけになる場合は、
☎03-6630-2525

控除証明書は再発行ができます。基礎年金番号がわかるものをお手元に準備し、右記の問合せ先へご連絡ください。1週間程度で自宅へ再送付します。

また、マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、電子データにて受け取ることができます。お急ぎの場合は高岡年金事務所へご連絡ください。

高岡年金事務所
☎21-4180
(音声案内は②→②番)



▲日本年金機構ホームページ